

造影剤注入装置のスイッチを押す行為には 研修を受ける必要があります。

「厚生労働省、診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について」の抜粋より

放射線技師の業務範囲が法律で改正されました。

<追加される行為>

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（確保は除く）
造影剤を投与するために当核造影剤注入装置を操作する行為
当核造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為
当核カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為
当核、カテーテルから空気を吸引する行為

医療安全の確保の観点から、新たな業務に先立って、

公益社団法人日本放射線技師会が実施する研修を受ける必要があります。

<平成 28 年度 沖縄県内 統一講習会予定>

7/2（土）～3（日）・・・・・・ 県立中部病院

11/26（土）～27（日）・・・・ 南部医療センター・こども医療センター

2/11（土）～12（日）・・・・ 県立八重山病院

日本放射線技師会 HP より申し込み



技師会会員以外でもログイン、
申し込み可能です。